

# 運動部活動基本方針 2019

沖縄県立宮古工業高等学校

本方針は、「運動部活動の在り方に関する方針」（沖縄県教育委員会平成 30 年 12 月）に則り、運動部活動を主な対象とし、「生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築」という観点に立ち、以下の点を重視し、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送る。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

## 1 適切な運営のための体制整備について

- (1) 運動部顧問は年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日等）を作成し校長に提出する。校長は活動方針及び活動計画を学校のホームページへの掲載により公表する。
- (2) 校長は生徒や教師の数、部活動支援員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- (3) 校長は運動部顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営および管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないように部顧問と連携しながら適宜、指導・是正を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長、運動部顧問及び指導者は、運動部活動の実施に当たっては、「運動部活動における総合的なガイドライン(文科省平成 25 年 5 月)」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
  - ①生徒自らが意欲的に取り組む姿勢となるよう、指導者と生徒の信頼関係に努める
  - ②練習や練習試合、大会出場については生徒の安全確保を最優先とする。(熱中症や落雷)
  - ③肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導をしっかりと区別して行う。
- (2) 運動部顧問はトレーニング効果を得るため休養を適切にとることが必要であること、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解し、指導にあたる。また、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるように、コミュニケーションを十分に図り、生徒のそれぞれの目標を達成できるように休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日および活動時間については、成長期のある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるように十分に検討し設定する。

①下校時間は、夏期（4／1～11／30）は19時30分

冬期（12／1～3／31）は19時00分とする

ただし、部顧問が必要と認め、管理下にある場合は20時00分までは延長し、帰宅指導と安全確保を促す。

②定期考査の前1週間から終了日の前日までは原則として活動を停止する。

ただし、試合・発表会前等の活動時間は、顧問が必要と判断する場合に限り、学習に支障のない範囲で行うことができる。（最大2時間）

③活動時間は、平日2時間以内、休日3時間（準備・後片付を含む）以内とし、短時間で効率的・効果的な活動を行う。

④週に2日以上休養日を設ける

「平日」に1日かつ「土、日曜日」に1日以上を休養日とする。

ただし、週末等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り代えるものとする。

### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 少子化に伴い、単一で部活動を設けることができない場合は、生徒のスポーツ活動の機会を損なわれることがないように合同部活動の取組を視野にいれて推進する。

(2) 生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて地域や県体育協会、各種競技団体との連携に努める。また、保護者の理解と協力の下、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち協働・融合した形でのスポーツ環境整備に努める。

2019年12月13日 職員会議承認